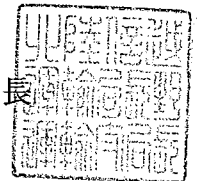


長運整第 92 号の 3
令和 2 年 4 月 28 日

自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令
第6号）の経過措置の適用について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙写し（令和2年4月24日
付け北信技整第62号）のとおり通知がありましたので了知願います。

北信技整第62号
令和2年4月24日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令
第6号）の経過措置の適用について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年4月23日付け国自
整第18号）のとおり通知があったので、了知するとともに関係者に周知されたい。





国自整第 18 号
令和 2 年 4 月 23 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 6 号）の経過措置の適用について

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 6 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴う解釈については、「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 6 号）の施行に伴う解釈について」（令和 2 年 2 月 6 日付け国自整第 277 号）により通知したところであるが、今般、同通知中「1.」に規定する改正省令附則第 4 条第 2 号に係る取扱いを下記のとおりとしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）の施行の際現に、改正省令附則第 4 条第 2 号に掲げる事業を営んでいる者にあつては、改正省令附則第 4 条第 2 号に掲げる自動車の整備又は改造のほか、同条第 3 号に掲げる自動車の整備又は改造を行うことができるものとして差し支えない。

別添

国自整第 18 号の 2
令和 2 年 4 月 23 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 6 号）の経過措置の適用について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。